

牛久市内不具合等情報提供システム利用規約

1 目的

牛久市内不具合等情報提供システムは、以下の目的のために活用します。

本市が管理する道路の舗装・排水施設・河川・照明灯・道路反射鏡等に関する不具合及び管理不全空家、動物の死体回収を市民が発見した際に、簡易な手続きで情報提供していただき、きめ細かい維持管理を行うことで、安全性や利便性を高め、安心して快適な市内の環境を提供します。

2 受信内容

本市が管理する道路の舗装・排水施設・河川・照明灯・道路反射鏡等及び管理不全空家、動物の死体回収の状況がわかる写真、その場所の位置情報（または住所などを特定できる情報）とし、システム管理者が両情報を確認したことをもって、当該情報の受け付けとします。

3 牛久市道路不具合等情報提供システム管理者

- (1) 道路管理事務所管課の長
- (2) 動物の死体回収事務所管課の長
- (3) 管理不全空家対策事務所管課の長
- (4) 交通安全施設管理事務所管課の長

4 牛久市道路不具合等情報提供システム運用者

- (1) 道路管理事務所管課の職員
- (2) 動物の死体回収事務所管課の職員
- (3) 管理不全空家対策事務所管課の職員
- (4) 交通安全施設管理事務所管課の職員

5 利用者

牛久市内不具合等情報提供システムを閲覧・利用いただく人。

また、システムを利用した場合は、牛久市公式 LINE アカウント運用方針及び本利用規約に同意したものとみなします。

6 利用方法（当ページをご利用になる皆様へのお願い）

(1) スマートフォンをお持ちの方は、コミュニケーションアプリ「LINE」をダウンロード・インストールしてください。牛久市公式 LINE を検索・二次元バーコード読み込み・ID追加などの方法で「友だち追加」してください。また、利用にあたっての通信費等の費用は利用者のご負担となります。

(2) 本市が行う情報提供に関する受信確認は、原則として開庁時間内（祝日、年末年始を除く、月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時15分）とします。

(3) 情報提供の内容が緊急の対応を要する場合には、牛久市役所（代表：029-873-2111）に直接ご連絡ください。

(4) 本市が情報提供として受信した情報は、市内施設を適切に維持管理するための情報収集を目的としており、市が管理していると特定できた場合のみ、対応します。補修等の対処の要否及びその方法については、管理事務所管課の判断によるものとします。

(5) 道路、河川の通報につきましては、月に1回程度、市公式ホームページで受信した情報及びその対応状況を公表します。

(6) 本市が情報提供として受信した情報は、管理不全空家の発生状況の情報収集を目的としており、管理不全空家対策事務所管課の職員が現地確認を行い、当該空家が管理不全な状態であると認めた場合のみ対応します。

7 著作権等

本市が牛久市内不具合等情報提供システムに掲載する個々の情報（文書、写真、イラスト等）に関する著作権は、本市あるいは原作者等に帰属します。牛久市道路不具合等情報提供システムの内容について、「私的利用のための複製」や「引用」等の著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。

8 コメント等の対応

運用者は牛久市内不具合等情報提供システムへお送りいただいた情報提供、その他コメント・メッセージ・画像への個別返信は原則いたしません。ただし、追加情報を求める場合にメッセージをお送りすることがあります。

9 禁止事項

牛久市内不具合等情報提供システムについて、以下に該当するものが含まれる場合は、その情報提供等については対応できないか、または発信者に断りなく、発信内容の全部または一部を削除することがあります。

- (1) 個人に関する情報や個人のプライバシーを侵害する恐れがあるもの
 - ・ 通報の内容により、個人が特定されるまたは、特定されうる情報。
 - (例：住所、氏名、識別可能な顔写真、表札、車等のナンバーなど)
- (2) 不適切な情報 ・ 公序良俗に反するもの
 - ・ 暴力行為等、社会的混乱を招くおそれのあるもの
 - ・ 反社会的活動を助長する行為等の含まれるもの
 - ・ 犯罪行為を助長するもの
 - ・ 人権侵害、差別、名誉棄損のおそれがあるもの
 - ・ 個人・団体を誹謗、中傷または排斥するもの
 - ・ 宗教など特定の思想を流布あるいは布教する行為等となるおそれのあるもの
 - ・ 公の選挙または投票の事前運動、政治活動に該当するもの
 - ・ 著作権、肖像権、意匠権、商標権、特許等他人の権利を侵害するもの
 - ・ 営利を目的としたもの・記載された内容が虚偽または、著しく事実と異なるもの
- (3) 法令等による規定・法令等に違反するもの
- (4) 要望等
 - ・ 牛久市内不具合等情報提供システムの目的や仕組みになじまない行政課題への要望等
 - (例：道路の新設、大規模な道路の拡幅、舗装の打換え等写真付きの情報になじまないもの)
 - ・ 本市の行政区域外の案件
 - ・ 私道等の本市の管理権限が及ばないもの(国・県など管理者が特定できる場合は、管理者に情報を提供します。)
- (5) 緊急対応が必要なもの
 - ・ 災害に関する情報
 - ・ 事故に関する情報
- (6) その他 ・ L I N E 利用規約に反するもの
 - ・ 本市が運営上不適切な情報と判断したもの

10 注意事項

(1) 牛久市内不具合等情報提供システムにより、いただいた情報は、補修等の参考に活用することを目的としており、情報提供いただいたものについて必ず補修等を行うものではありません。また、損傷や不具合の程度により、経過観察等の対応とすることがあります。

(2) 情報提供に関して返信を希望する場合及び通報内容への対応について確認を希望する場合には、従来通り電話で情報提供をお願いします。

(3) 牛久市内不具合等情報提供システムへ情報提供をいただいた情報への対応については、受信から1か月程度を要する場合がありますので、緊急の対応が必要なものに関しては、従来通り電話で情報提供をお願いします。

(4) 自動車や自転車の運転中や歩きながらスマートフォンを操作する「ながらスマホ」は、事故の原因となり大変危険なので情報提供の際には、交通ルール等を守り、安全な方法でスマートフォンを操作するようにお願いします。

(5) 本市で動物の死体回収を行えるのが、市内の道路上や市内の公共の場所などに限られています。ご自宅の敷地内など、動物の死体がある場所によっては、回収を行うことができない場合がございます。

(6) 動物の死体回収は、業者に委託をしているため、通報をいただいてから動物の死体回収までにお時間をいただく場合がございます。

(7) 動物の死体の場所が不明な場合、動物の死体回収事務所管課または回収業者よりご連絡をする場合がございます。

(8) 管理不全空家については、管理不全空家対策事務所管課で調査した結果、当該空家が居住中又は使用中であった場合は対応することができません。

11 免責事項

(1) 本市は、利用者が牛久市内不具合等情報提供システムを利用したこと、または利用できなかったことによって生じたいかなる損害についても、一切責任を負いません。

(2) 本市は、利用者により送信された情報、メッセージ、画像等について、一切責任を負いません。

(3) 本市は、牛久市内不具合等情報提供システムに関連して、利用者間または利用者と第三者間でトラブル・紛争が発生した場合であっても、一切責任を負いません。

(4) 牛久市内不具合等情報提供システムは、LINE株式会社及び株式会社 Bot Express のシステムによって運用されています。各社のシステム運用や技術的な質問に関して一切お答えすることができません。

(5) 本市は、予告なく当該運用方針の変更や運用方針の見直し、または中止をする場合があります。

この利用規約は令和7年3月から適用します。